

○総務省令第九十号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月十二日

総務大臣 樽床 伸二

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二十九 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備（第四十九条

の三十一）」を「第四節の二十九 二〇〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う無線局の無線設備（第四十

第四節の三十 二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（第四十

九条の三十一）

に改める。

九条の三十二)」

第四章第四節の二十九の次に次の一節を加える。

第四節の三十 二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備

(二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備)

第四十九条の三十二 二三・二GHzを超え二三・六GHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、単向通信方式、複信方式又は同報通信方式であること。
- 二 変調方式は、振幅変調、周波数変調、四相位相偏移変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又は六四値直交振幅変調及びこれと同等以上の性能を有するものであること。
- 三 通信方式が単向通信方式又は複信方式である場合の送信空中線は、直径一〇センチメートルのパラボラアンテナと同等以上の利得又は指向特性を有すること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第五十八条の二の十一中「各号に」を「各号の条件に」に改め、同条第二号中「振幅変調方式、周波数変調方式、四相位相偏移変調方式又は一六値直交振幅変調方式」を「振幅変調、周波数変調、四相位相偏移変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又は六四値直交振幅変調及びこれと同等以上の性能を有するもの」に改め、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

別表第二号に次のように加える。

第63 23GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備又は23GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示で定める値とする。

別表第三号54中「53Hz」を「54Hz」に改め、同表54を同表55とし、同表53の次に次のように加える。

54 23GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備又は23GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第二条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の二号を加える。

六十五 設備規則第四十九条の三十二においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

六十六 設備規則第五十八条の二の十一においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備

二第

二第

二第

二第

	○	○	○	備設線無の号四十六第項一第条
--	---	---	---	----------------

	○	○	○	備設線無の号四十六第項一第条
	○	○	○	備設線無の号五十六第項一第条
	○	○	○	備設線無の号六十六第項一第条

別表第一号一(3)アの表中

								○
--	--	--	--	--	--	--	--	---

を

								○
								○
								○

に改める。

						○	○		
--	--	--	--	--	--	---	---	--	--

						○	○		

様式第7号注4の表中

第2条第1項第64号に掲げる無線設備

X T

を

第2条第1項第64号に掲げる無線設備	X T
第2条第1項第65号に掲げる無線設備	F S
第2条第1項第66号に掲げる無線設備	E S

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(無線設備規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許を受けている二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備は、この省令による改正後の無線設備規則第五十八条の二の十一、別表第二号及び別表第三号にかかわらず、なお従前の例による。